

公立大学法人滋賀県立大学の保有する個人情報の保護等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の保有する個人情報の保護等について、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 2 条 条例第 12 条第 1 項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式第 1 号）とする。

(個人情報取扱事務の登録事項)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項第 6 号に規定する実施機関の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務開始時期
- (2) 個人情報の主な取得先
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 外部委託の有無
- (5) 個人情報の経常的な利用または提供先
- (6) 特定個人情報取扱いの有無

(開示請求書)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報の開示請求にあつては保有個人情報開示請求書（別記様式第 2 号）とし、保有特定個人情報の開示請求にあつては保有特定個人情報開示請求書（別記様式第 2 号の 2）とする。

(本人確認に必要な書類等)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 29 条第 3 項および第 37 条第 2 項に規定する保有個人情報の本人であること（法定代理人による請求にあつては、本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証その他これらに類するものとして知事が適当と認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類および戸籍謄本その他当該法定代理人の資格を証明する書類として知事が適当と認める書類
- (3) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該本人の委任による代理人に係る第 1 号に掲げる書類および本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他当該本人の委任による代理人の資格を証明する書類として知事が適当と認める書類

(開示決定通知書等)

第 6 条 条例第 19 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を開示する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報開示決定通知書（別記様式第 3 号）
- (2) 一部を開示する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報一部開示決定通知書（別記様式第 4 号）

2 条例第 19 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報不開示決定通知書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第7条 条例第20条第2項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期限特例通知書)

第8条 条例第21条の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報開示決定等期限特例通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第9条 条例第22条第1項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第10条 条例第23条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求書の收受年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

2 条例第23条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第23条第2項第1号または第2号の規定の適用の区分および当該規定を適用する理由

3 条例第23条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(別記様式第9号)により行うものとする。

4 条例第23条第4項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に係る通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第11条 電磁的記録についての条例第24条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、公立大学法人滋賀県立大学理事長(以下「理事長」という。)が相当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 当該録音テープまたは録音ディスクを法人が保有する機器により再生したものの聴取または録音カセットテープに複写した物の交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 当該ビデオテープまたはビデオディスクを法人が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオカセットテープに複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で法人が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付

イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

(保有個人情報の開示の日時および場所)

第12条 保有個人情報の開示は、理事長が指定する日時および場所において行うものとする。

(口頭により開示請求ができる保有個人情報)

第13条 理事長は、条例第25条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目ならびに口頭により開示請求を行うことができる期間および場所を告示するものとする。

(訂正請求書)

第 14 条 条例第 29 条第 1 項に規定する訂正請求書は、保有個人情報の訂正請求にあつては保有個人情報訂正請求書(別記様式第 11 号)とし、保有特定個人情報の訂正請求にあつては保有特定個人情報訂正請求書(別記様式第 11 号の 2)とする。

(訂正決定通知書等)

第 15 条 条例第 31 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を訂正する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報訂正決定通知書(別記様式第 12 号)
- (2) 一部を訂正する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報一部訂正決定通知書(別記様式第 13 号)

2 条例第 31 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報不訂正決定通知書(別記様式第 14 号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第 16 条 条例第 32 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記様式第 15 号)により行うものとする。

(訂正決定等期限特例通知書)

第 17 条 条例第 33 条の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報訂正決定等期限特例通知書(別記様式第 16 号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第 18 条 条例第 34 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報訂正請求事案移送通知書(別記様式第 17 号)により行うものとする。

(訂正通知書)

第 19 条 条例第 35 条の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報訂正通知書(別記様式第 18 号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第 20 条 条例第 37 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報の利用停止請求にあつては保有個人情報利用停止請求書(別記様式第 19 号)とし、保有特定個人情報の利用停止請求にあつては保有特定個人情報利用停止請求書(別記様式第 19 号の 2)とする。

(利用停止決定通知書等)

第 21 条 条例第 39 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報利用停止決定通知書(別記様式第 20 号)
- (2) 一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報保有特定個人情報一部利用停止決定通知書(別記様式第 21 号)

2 条例第 39 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報利用不停止決定通知書(別記様式第 22 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第 22 条 条例第 40 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第 23 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例通知書)

第 23 条 条例第 41 条の規定による通知は、保有個人情報保有特定個人情報利用停止決定等期限特例

通知書(別記様式第 24 号)により行うものとする。

(審議会諮問通知書)

第 24 条 条例第 44 条の規定による通知は、個人情報保護審議会諮問通知書(別記様式第 25 号)により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第 25 条 条例第 45 条において準用する条例第 23 条第 4 項の規定による通知は、審査請求人等に関する保有個人情報の開示決定に係る通知書(別記様式第 26 号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 26 条 条例第 61 条の規定による運用状況の公表は、滋賀県公報に登載することにより行うものとする。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第 2 号、別記様式第 11 号および別記様式第 19 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)
公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号（ - - ）

滋賀県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容（開示請求をしようとする保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。）	
開示の区分（希望する開示方法を○で囲んでください。）	(1) 閲覧、聴取または視聴 (2) 写しの交付 (3) 閲覧、聴取または視聴および写しの交付

法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号（ - - ）

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人（未成年者・成年被後見人）
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他（ ）
備 考	

注1 請求の際には、本人または法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。

2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)
公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号（ - - ）

滋賀県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容 (開示請求をしようとする保有特定個人情報が特定できるように具体的に記載してください。)	
開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧、聴取または視聴 (2) 写しの交付 (3) 閲覧、聴取または視聴および写しの交付

代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号（ - - ）

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人(未成年者・成年被後見人) (3) 任意代理人
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ()
備 考	

- 注1 請求の際には、本人、法定代理人または任意代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。
- 2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。
- 3 任意代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか印鑑登録証明書を添付した委任状等本人からの委任関係を証明する書類の提出が必要です。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報 開示決定通知書
保有特定個人情報

第 年 月 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



保有個人情報 開示
保有特定個人情報
年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 開示
保有特定個人情報
情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容			
保有個人情報 開示 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番		
保有個人情報 開 保有特定個人情報 示する日時および場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
担 当 部 課 等	電話番号 — —		

注1 指定された 保有個人情報 開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電
保有特定個人情報
話等で担当部課等まで連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運
転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。

保有個人情報 一部開示決定通知書
保有特定個人情報

第 年 月 日 号

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容						
保有個人情報開示請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日			収受番号 番		
保有個人情報を開示する日時および場所	日 時	年 月 日	午前	時 分	午後	時 分
開示をしないこととした部分	場 所					
開示をしないこととした理由						
※上記理由が消滅する期日	年 月 日					
担当部課等	電話番号 — —					

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当部課等まで保有特定個人情報連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。

3 ※欄は、その期日が明示できる場合に記入してありますので、保有個人情報の開示を希望される場合は、その日以降に新たに保有個人情報開示請求書を提出してください。

保有個人情報 不開示決定通知書
保有特定個人情報

第 年 月 号
日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 不開示決定通知書
保有特定個人情報 の開示については、滋賀県個人
個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通
知します。

開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 開示 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示をしないこととした理由	
※上記理由が消滅する 期日	年 月 日
担当部課等	電話番号 - -

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※欄は、その期日が明示できる場合に記入してありますので、保有個人情報 不開示決定通知書
保有特定個人情報 の開示を希望される

場合は、その日以降に 保有個人情報 不開示決定通知書
保有特定個人情報 開示請求書を提出してください。

保有個人情報 開示決定等期間延長通知書
保有特定個人情報

第 年 月 日
号

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長 印

年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報 の開示については、滋賀県個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり決定をする期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 開示 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号 - -

保有個人情報 開示決定等期限特例通知書
保有特定個人情報

第 年 月 日 号

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 開示 保有特定個人情報 の開示については、滋賀県個人情報保護条例第21条の規定を適用することとし、次のとおり開示決定等をする期限を定めましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 開示 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および 収受番号	年 月 日 収受番号 番
開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 のうち相当の部分について開 示決定等する期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの 保有個人情報 保有特定個人情報 について開示決定等をする 期限	年 月 日
滋賀県個人情報保護条例 第21条を適用する理由	
担当部課等	電話番号 — —

保有個人情報
保有特定個人情報 開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報 の開示については、滋賀県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報の内 容	
保有個人情報 開示 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および 収 受 番 号	年 月 日 収受番号 番
移送をした実施機関 およびその担当部課等	電話番号 - -
移送を受けた実施機関 およびその担当部課等	電話番号 - -
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	

注 この開示請求については、今後、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。不明な点は、移送を受けた実施機関の担当部課等にお問い合わせください。

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



公立大学法人滋賀県立大学では、滋賀県が定める滋賀県個人情報保護条例の規定に基づいて、個人情報を保有しています。

今回、あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、滋賀県個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき開示請求がありましたので、同条例第23条第2項の規定により次のとおり通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて意見がある場合は意見書を提出することができますので、 年 月 日までに提出してください。

開示請求のあった日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
滋賀県個人情報保護条例第23条第2項第1号または第2号の規定を適用の区分および当該規定を適用する理由	
意見書の提出先および問い合わせ先 (担当部課等)	〒 所在地 電話番号 — —

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日
号 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報を開示しますので、滋賀県個人情報保護条例第23条第4項の規定により、次のとおり通知します。

保有個人情報に含まれているあなたの情報に関する開示決定の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります

注 開示を実施する日までに審査請求がされなかった場合には、審査請求の期間内であっても開示されることになります。

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号 (- -)

滋賀県個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の内容（開示された保有個人情報の内容）	
訂正を求める箇所	
訂正を求める内容	

法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号(- -)

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人（未成年者・成年被後見人）
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ()
備 考	

- 注1 請求の際には、本人または法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。
 2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号（ - - ）

滋賀県個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有特定個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有特定個人情報の内容 (開示された保有特定個人情報の内容)	
訂正を求める箇所	
訂正を求める内容	

代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号(- -)

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人 (未成年者・成年被後見人) (3) 任意代理人
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ()
備 考	

- 注1 請求の際には、本人、法定代理人または任意代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。
- 2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。
- 3 任意代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか印鑑登録証明書を添付した委任状等本人からの委任関係を証明する書類の提出が必要です。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報 訂正決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 訂正については、滋賀県個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

訂正請求のあった箇所	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号 - -

保有個人情報 一部訂正決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



保有個人情報
保有特定個人情報
年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 の訂正については、滋賀県個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり一部を訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求のあった箇所	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正の内容	
訂正をしないこととした部分	
訂正をしないこととした理由	
訂正年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報不訂正決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報
保有特定個人情報 の訂正については、滋賀県個人
情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知
します。

訂正請求のあった箇所	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正をしないこととした理由	
担当部課等	電話番号 - -

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 15 号 (第 16 条関係)

保有個人情報 訂正決定等期間延長通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 の訂正については、滋賀県個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり決定をする期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および 収受番号	年 月 日 収受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号 — —

保有個人情報 訂正決定等期限特例通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付で請求のありました 保有個人情報 訂正については、滋賀県個人情報保護条例第33条の規定を適用することとし、次のとおり訂正決定等をする期限を定めましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および 収 受 番 号	年 月 日 収受番号 番
訂正決定等をする期限	年 月 日
滋賀県個人情報保護条例 第33条を適用する理由	
担 当 部 課 等	電話番号 — —

保有個人情報 訂正請求事案移送通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報の訂正については、滋賀県個人情報保護条例第34条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 訂正 保有特定個人情報 請求書の收受年月日 および 収 受 番 号	年 月 日 収受番号 番
移送をした実施機関 およびその担当部課等	電話番号 — —
移送を受けた実施機関お よびその担当部課等	電話番号 — —
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	

注 この訂正請求については、今後、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。不明な点は、移送を受けた実施機関の担当部課等にお問い合わせください。

保有個人情報 訂正通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



あなたに提供しました 保有個人情報 について、次のとおり訂正しましたので、滋賀県
保有特定個人情報
個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

保有個人情報 保有特定個人情報 の 内容	
訂正の内容	
訂正をした日	年 月 日
担当部課等	電話番号 — —

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号（ - - ）

滋賀県個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の内容 (開示された保有個人情報の内容)	
利用停止を求める箇所	
利用停止を求める内容	

法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号（ - - ）

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人（未成年者・成年被後見人）
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他（ ）
備 考	

- 注1 請求の際には、本人または法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。
- 2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

住 所
氏 名
電話番号（ - - ）

滋賀県個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有特定個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容（開示された保有特定個人情報の内容）	
利用停止を求める箇所	
利用停止を求める内容	

代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話番号（ - - ）

※下の欄は、記入する必要はありません。

区 分	(1) 本人 (2) 法定代理人（未成年者・成年被後見人） (3) 任意代理人
本人等確認書類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 個人番号カード (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他（ ）
備 考	

- 注1 請求の際には、本人、法定代理または任意代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。
- 2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。
- 3 任意代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか印鑑登録証明書を添付した委任状等本人からの委任関係を証明する書類の提出が必要です。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報 利用停止決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報 の利用停止については、滋賀県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
保有個人情報 利用 保有特定個人情報 停止請求書の收受年月 日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号 — —

保有個人情報 一部利用停止決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報の利用停止については、滋賀県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
保有個人情報 保有特定個人情報 利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分	
利用停止をしないこととした理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報 利用不停止決定通知書
保有特定個人情報

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報の利用停止については、滋賀県個人情報保護条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
保有個人情報 利用 保有特定個人情報 停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止をしないこととした理由	
担 当 部 課 等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報
保有特定個人情報利用停止
決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報
保有特定個人情報
の利用停止については、滋賀
県個人情報保護条例第40条第2項の規定により、次のとおり決定をする期間を延長しましたので
通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 保有特定個人情報 利用 停止請求書の收受年月 日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号 — —

保有個人情報
保有特定個人情報 利用停止
決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました 保有個人情報 保有特定個人情報 の利用停止については、滋賀県個人情報保護条例第41条の規定を適用することとし、次のとおり利用停止決定等をする期限を定めましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報 保有特定個人情報 の内容	
保有個人情報 利用 保有特定個人情報 停止請求書の收受年月 日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止決定等をする期 限	年 月 日
滋賀県個人情報保護条例 第41条を適用する理由	
担 当 部 課 等	電話番号 — —

個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けの 保有個人情報
保有特定個人情報 の開示決定等に対する審査請求について
は、次のとおり滋賀県個人情報保護審議会に諮問しましたので、滋賀県個人情報保護条例第 44 条
の規定により通知します。

開示請求等に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった 年 月 日	年 月 日
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号 — —

審査請求人等に関する保有個人情報
の開示決定に係る通知書

第 年 月 号
日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報を開示しますので、滋賀県個人情報保護条例第 45 条において準用する同条例第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

保有個人情報に含まれているあなたの情報に関する開示決定の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号 — —